## 吸収分割に係る事前開示書面(変更)

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める書面)

2024年6月6日

東北電力株式会社

各位

東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

#### 吸収分割に係る事前開示事項 (変更)

東北電力株式会社(以下、「分割会社」といいます。)および東北自然エネルギー株式会社(以下、「承継会社」といいます。)は、両当事者間で締結した2024年4月8日付吸収分割契約書(以下、「本件契約」といいます。)に基づき、2024年7月1日を効力発生日(以下、「本件効力発生日」といいます。)として、分割会社の地熱発電事業に関する権利義務(以下、「本件承継権利義務」といいます。)を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本件分割に関しましては、2024年4月10日付で会社法第782条第1項および会社法施 行規則第183条に定める事前開示事項を記載した書面の備置きを開始しておりますが、 かかる事前開示書面のうち、「別紙2」(承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容) に変更が生じましたので、本書面添付の別紙の内容に変更いたします。

また、下記の項目につき、変更が生じましたので、変更後の事項を開示いたします。項目番号は2024年4月10日付「吸収分割に係る事前開示書面」の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

なお、当該変更は、分割会社および承継会社の2024年3月期の計算書類等が承認されたことにより、2024年3月期が分割会社および承継会社の最終事業年度となったことに伴うものです。

記

7. 分割会社の債務および承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規 則第 183 条第 6 号)

#### 【変更前】

本件分割については、下記の理由により、効力発生日以後に分割会社および承継会社が負担すべき債務(分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限ります)につき履行の見込みがあると判断しております。

- (1) <u>2023 年 3 月 31 日現在</u>の分割会社の資産、負債および純資産の額は [表 1] Aのと おりであり、資産の額が負債の額を上回っています。
- (2) <u>2023 年 3 月 31 日現在</u>の承継会社の資産、負債および純資産の額は [表 1] Bのとおりであり、資産の額が負債の額を上回っています。
- (3)分割会社および承継会社のそれぞれの資産および負債について、本件効力発生日以後における分割会社および承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生およびその可能性は現在のところ認識されておりません。
- (4)本件分割により分割会社から承継会社に承継させる資産、負債および純資産の額の 見込額は[表 2]のとおりであり、本件効力発生日以後においても、分割会社およ び承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

#### [表1] 2023年3月31日現在の資産、負債および純資産の額

単位:百万円(百万円未満切捨)

	会社名	資産の部	負債の部	純資産の部
A	東北電力株式会社	<u>4, 381, 030</u>	<u>3, 995, 273</u>	<u>385, 757</u>
В	東北自然エネルギー株式会社	60, 497	<u>40, 159</u>	<u>20, 338</u>

#### [表2]分割会社から承継会社に承継させる資産、負債および純資産の額の見込額

単位:百万円(百万円未満切捨)

資産の部	負債の部	純資産の部
7,828		7,828

#### 【変更後】

本件分割については、下記の理由により、効力発生日以後に分割会社および承継会社が負担すべき債務(分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限ります)につき履行の見込みがあると判断しております。

- (1) <u>2024 年 3 月 31 日現在</u>の分割会社の資産、負債および純資産の額は [表 1] Aのとおりであり、資産の額が負債の額を上回っています。
- (2) <u>2024 年 3 月 31 日現在</u>の承継会社の資産、負債および純資産の額は [表 1] Bのとおりであり、資産の額が負債の額を上回っています。

- (3)分割会社および承継会社のそれぞれの資産および負債について、本件効力発生日以後における分割会社および承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生およびその可能性は現在のところ認識されておりません。
- (4)本件分割により分割会社から承継会社に承継させる資産、負債および純資産の額の 見込額は[表 2]のとおりであり、本件効力発生日以後においても、分割会社およ び承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

#### [表1] 2024年3月31日現在の資産、負債および純資産の額

単位:百万円(百万円未満切捨)

	会社名	資産の部	負債の部	純資産の部
A	東北電力株式会社	4, 465, 979	3, 902, 258	<u>563, 721</u>
В	東北自然エネルギー株式会社	60, 629	42,687	<u>17, 941</u>

### [表2]分割会社から承継会社に承継させる資産、負債および純資産の額の見込額

#### 単位:百万円(百万円未満切捨)

資産の部	負債の部	純資産の部
7, 828	_	7,828

以上

● 以下、別紙2として「承継会社の最終事業年度に係る計算書類等」を添付する。

# 2 0 2 3 年度 計算書類

2023 年 4 月 1 日から2024 年 3 月 31 日まで

- 1. 貸借対照表
- 2. 損益計算書
- 3. 株主資本等変動計算書
- 4. 個 別 注 記 表

東北自然エネルギー株式会社

## 1. 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

科 目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3, 838, 581	流動負債	6, 793, 617
現金及び預金	3, 217, 598	買掛金	70, 139
売掛金	470, 512	一年以内返済長期借入金	4, 752, 320
諸未収入金	75, 996	一年以内リース債務	15, 749
前払費用	10, 744	未払金	969, 070
その他	63, 729	未払費用	774, 164
	33, 120	未払法人税等	198, 645
		預り金	13, 527
固定資産	56, 790, 631	, <u></u>	10,021
有形固定資産	53, 298, 561		
建物	2, 707, 769	■ 固定負債	35, 893, 910
構築物	30, 486, 307	長期借入金	35, 113, 020
機械及び装置	11, 330, 080	リース債務	279, 071
工具・器具及び備品	118, 164	退職給付引当金	376, 836
土地	802, 271	役員退職慰労引当金	48, 420
リース資産	276, 477	その他	76, 562
建設仮勘定	7, 577, 490		, 0, 002
無形固定資産	2, 785, 375		
借地権	30, 381	A 64 A 31	
ソフトウェア	206, 612	負債合計	42, 687, 528
電気ガス供給施設利用権	555, 128		
建設仮勘定	1, 848, 822	(純資産の部)	
その他	144, 430	株 主 資 本	17, 941, 684
		資本金	5, 270, 000
		資本剰余金	5, 537, 741
投資その他の資産	706, 694	その他資本剰余金	5, 537, 741
関係会社株式	30,000	利益剰余金	7, 133, 942
長期前払費用	160, 721	利益準備金	467, 329
繰延税金資産	449, 831	その他利益剰余金	6, 666, 613
その他	66, 141	別途積立金	11,900
		繰越利益剰余金	6, 654, 713
		A State of the sta	
)/ <sub>1</sub>		純 資 産 合 計	17, 941, 684
資 産 合 計	60, 629, 212	負 債・純 資 産 合 計	60, 629, 212

## 2. 損 益 計 算 書

2023年4月1日 から2024年3月31日 まで

	1	(中位・111)
科目	金	額
売上高		7, 918, 724
売上原価		5, 838, 189
売上総利益		2, 080, 535
販売費及び一般管理費		652, 139
営業利益		1, 428, 395
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	900	
雑収益	29, 038	29, 964
営業外費用		
支払利息	143, 908	
固定資産除却費	276, 313	
雑損失	34, 841	455, 063
経常利益		1, 003, 296
税引前当期純利益		1, 003, 296
法人税、住民税及び事業税	269, 774	
法人税等調整額	77, 183	346, 957
当期純利益		656, 339

## 3. 株主資本等変動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

	株 主 資 本								
	資本剰余金			利	益剰余金				
				その作	也利益剰余金			/ Is View to A = 1	
	資本金	その他 資本 剰余金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰 余 金	利益剰余金 合 計	株主資本合計	純資産合計	
当期首残高	5, 270, 000	5, 537, 741	360, 376	11, 900	9, 158, 358	9, 530, 634	20, 338, 376	20, 338, 376	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	106, 953	-	△ 1, 176, 483	△ 1,069,530	△ 1,069,530	△ 1,069,530	
当期純利益	-	-	-	-	656, 339	656, 339	656, 339	656, 339	
会社分割による 減少	-	-	_	-	△ 1, 983, 500	△ 1, 983, 500	△ 1, 983, 500	△ 1, 983, 500	
当期変動額合計	I	I	106, 953	-	△ 2, 503, 644	△ 2, 396, 691	△ 2, 396, 691	△ 2, 396, 691	
当期末残高	5, 270, 000	5, 537, 741	467, 329	11, 900	6, 654, 713	7, 133, 942	17, 941, 684	17, 941, 684	

## 4. 個 別 注 記 表

2023 年 4月 1日から2024 年 3月31日まで

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- a. 子会社株式及び関連会社株式 ・・・・・・ 移動平均法による原価法によっている。
- b. その他有価証券

市場価格のない有価証券・・・・・・・移動平均法による原価法によっている。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産 定額法を採用している。
  - ②無形固定資産 定額法を採用している。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金は、当事業年度末における退職給付債務の見込額(簡便法)に基づき計 上している。
  - ②役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上している。
- (4) 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下の通りである。

当社は、主に再生可能エネルギーにより発電した電気の卸供給事業を営んでいる。電気の卸供給に係る収益は、顧客との契約における電気の供給義務の充足に従い、主に一定期間にわたり収益を認識しており、具体的には、検針により月初に確定した電力量に基づき収益計上を行っている。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 当社は、グループ通算制度を適用している。
- 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した額であって、翌事業 年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはない。

- 3. 貸借対照表に関する注記
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

64,874,228 千円

(2) 固定資産の圧縮記帳額

固定資産の取得価額は、補助金等の受入れのため、下記の金額だけ圧縮記帳されている。

中小水力発電開発費補助金受入3,523,364 千円地熱発電開発費補助金受入2,403,395 千円合計5,926,760 千円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 354,944 千円 短期金銭債務 135,529 千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

・営業取引による取引高 収 益 7,001,899 千円

費 用 321,371 千円

・営業取引以外の取引高 収益 1,324 千円

費 用 114,003 千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数 16,682,740 株

#### (2) 配当金支払額

2023年6月21日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当の総額 1,069,530 千円

配当の原資利益剰余金1株当たりの配当額64.11 円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月22日

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債合計

繰延税金資産の純額

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

#### 繰延税金資産

未払費用(賞与)	36, 100 千円
未払費用(出向者退職一時金)	8,613 千円
未払事業税	13,871 千円
研究費	68,639 千円
減価償却超過額	76, 189 千円
退職給付引当金	105,363 千円
役員退職慰労引当金	13,538 千円
合併移行調整金	21,406 千円
その他	136,910 千円
繰延税金資産小計	480,633 千円
評価性引当額	△ 25,547 千円
繰延税金資産合計	455,085 千円
繰延税金負債	
株式譲渡益	5,254 千円

(注)当社は、グループ通算制度を適用していることから、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っている。

5,254 千円

449,831 千円

#### 7. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、東北電力企業グループや銀行からの借入により調達している。

営業債権である売掛金のリスク管理は、顧客が主に親会社となっていることから信用リスクは限定的であり、個別に管理している。

借入金の使途は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としている。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3, 217, 598	3, 217, 598	_
(2) 売掛金	470, 512	470, 512	_
(3)長期借入金 (一年以内返済長期借入金含む)	(39, 865, 340)	(40, 022, 283)	(156, 943)

- \* 負債に計上されているものについては、( ) で示している。
- (注)金融商品の時価の算定方法
  - (1) 現金及び預金、(2)売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額 によっている。
  - (3) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と 近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、 元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定す る方法によっている。

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社 (単位:千円)

種類	会社の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取	引の内容	取引金額	科目	期末残高								
		(被所有)		営業	(注1) 電気の販売	4, 581, 671	売掛金	303, 514								
親会社	東北電力(株)	直接100.0	・電気及び 蒸気の供給									取引	(注1) 蒸気の販売	2, 262, 550	売掛金	1,871
701 A   I	/N-12 P2/3 (VN)	[ 四]女I00. 0	・役員の兼任	グループ 通算制度	(注2) 通算税効果額の グループ内 精算額	114, 003	未払金	114, 003								

- \* 上記の金額のうち、営業取引においては取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
- ・取引条件及び取引条件の決定方針等
- (注1)料金単価については、原価をベースに交渉のうえ、決定している。なお、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた発電所については、固定価格買取制度の調達価額による。
- (注2) グループ通算制度における通算税効果額を親会社との間で精算する。

#### (2) 兄弟会社 (親会社の子会社)

種類	会社の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係 取引の		引の内容	取引金額	科目	期末残高	
	東北電力		・固定価格買取	営業 取引	(注1) 電気の販売	821, 845	売掛金	109, 360	
親会 社 の 子会 社	ネットワーク (株)	ı	制度に基づく電 気の販売	复の服害	木地山地類 工事費負担		736, 809	ı	_
11.	TDGビジネス	_	<ul><li>・資金の調達</li><li>・経理及び人労</li></ul>	資金の借え	(注3)	14, 500, 000	長期借入金 (1年以内を含む)	36, 340, 000	
	サポート(株)		光なのチョイ	利息の支持	払	114, 894	未払費用	66, 590	

(単位:千円)

- \* 上記の金額のうち、営業取引においては取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
- ・取引条件及び取引条件の決定方針等
- (注1) 料金単価については、固定価格買取制度の調達価額による。
- (注2) 工事費負担金については、「再生可能エネルギー発電設備からの電力供給契約要綱」に 基づき決定している。
- (注3) 資金の借り入れについては、市場金利を勘案して決定している。なお、担保の提供はしていない。
- 9. 1株当たり情報に関する注記
- (1) 1株当たり純資産額 1,075円 46 銭
- (2) 1株当たり当期純利益 39円 34銭

#### 10. その他の注記

#### (企業結合に関する事項)

#### 共通支配下の取引等

当社は、2023年7月1日付で、当社の風力・太陽光発電事業を、会社分割(略式吸収分割)の 方法により、親会社である東北電力(株)に承継した。

#### (1)取引の概要等

#### ① 会社分割の目的

東北電力グループにおける「"カーボンニュートラルチャレンジ2050"」のもと、再生可能エネルギーの最大限活用に向けた取り組みを進めており、風力・太陽光発電事業の一体化を図ることにより再エネ事業の一層の推進に繋げるため。

② 分割当事会社の名称及びその事業内容

## 吸収分割承継会社

企業の名称	事業の内容
東北電力(株)	・電気事業 ・分散型エネルギー資源等を活用したエネルギーサービス ・冷水、温水、蒸気等の熱供給事業 ・ガス事業 ・前各号並びに環境に関するエンジニアリング、 コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 ・前各号に附帯関連する事業

#### 吸収分割会社

企業の名称	事業の内容
東北自然エネルギー(株)	<ul><li>・電気の卸供給事業</li><li>・水力発電事業に関する事務の受託および</li><li>発電設備の運転・保守業務の受託</li><li>・前各号に附帯する事業</li></ul>

# ③吸収分割の効力発生日2023年7月1日

#### (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理している。

#### (追加情報)

当社は、2024年3月26日開催の取締役会において、当社の親会社である東北電力(株)より会社分割(略式吸収分割)の方法により、地熱発電事業を承継することを決議し、2024年4月8日付で吸収分割契約を締結している。

#### 共通支配下の取引等

#### (1)取引の概要等

#### ① 会社分割の目的

東北電力グループにおける「"カーボンニュートラルチャレンジ2050"」のもと、再生可能エネルギーの200万kW開発の早期実現に向けて、地熱発電事業の一体化を図ることにより再エネ事業の一層の推進に繋げるため。

#### ② 分割当事会社の名称及びその事業内容

#### 吸収分割承継会社

企業の名称	事業の内容
東北自然エネルギー(株)	<ul><li>・電気の卸供給事業</li><li>・水力発電事業に関する事務の受託および</li><li>発電設備の運転・保守業務の受託</li><li>・前各号に附帯する事業</li></ul>

#### 吸収分割会社

受収分割会社 企業の名称	事業の内容
東北電力(株)	・電気事業 ・分散型エネルギー資源等を活用したエネルギーサービス ・冷水、温水、蒸気等の熱供給事業 ・ガス事業 ・前各号並びに環境に関するエンジニアリング、 コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 ・前各号に附帯関連する事業

#### ③吸収分割の効力発生日(予定) 2024年7月1日

#### (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定である。

#### (資産除去債務)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

賃貸借契約等に基づき原状回復義務を負っている各発電所における資産除去債務の計上については、全ての発電所について現時点で撤退の意思はなく、今後も継続的な使用を見込んでいる。よって、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し、最良の見積りを行ってもなお、撤退の時期が明確でないため資産除去債務を合理的に算出できない。そのため、撤退の時期が明確となるまでは、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

## 2 0 2 3 年度

# 計算書類の附属明細書

2023 年 4 月 1 日から2024 年 3 月 31 日まで

- 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- 2. 引当金の明細
- 3. 販売費及び一般管理費の明細

東北自然エネルギー株式会社

#### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

						期首	<del>.</del> T	当		期	当	:	期	当	期	1	期末	汽口	6償却	期末	7: 千円)
区分	資	産	0)	種	類																摘 要
						帳簿価額	1	増	加	額	減		額	償	却 額		帳簿価額	累	計額	取得原価	
     有	建				物	2, 053, 3	23		789	, 028			4, 318 (069)		120, 263	3	2, 707, 769	1, 7	09, 339	4, 417, 109	
行	構		築		物	26, 943, 5	53	4,	465	, 458			2, 297 593)		820, 406	6 3	30, 486, 307	39, 7	56, 220	70, 242, 528	
形	機	械	及 ひ	※ 装	置	15, 353, 7	77	3,	076	, 479			7, 250 353)		802, 927	7 1	11, 330, 080	23, 2	00, 259	34, 530, 339	
固	工及	具 て		器備	具品	109, 5	96		30	, 126			742 (688)		20, 816	6	118, 164	2	04, 624	322, 788	
定	土				地	803, 0	32			_			761 (689)		-		802, 271		-	802, 271	
資	IJ	_	ス	資	産		-		280	, 261			-		3, 783	3	276, 477		3, 783	280, 261	
産	建	設	仮	勘	定	6, 936, 8	74	9,	355	, 334	8	, 71	4, 718		-		7, 577, 490		-	7, 577, 490	
产			計			52, 200, 1	57	17,	996	, 688			0, 088 394)	1,	768, 196	6 5	53, 298, 561	64, 8	74, 228	118, 172, 789	
無	借		地		権	47, 6	31			-			7, 250 (250)		-		30, 381		-	30, 381	
形	ン	フ	トゥ	7 エ	ア	202, 6	18		62	, 432			-		58, 438	8	206, 612	2	15, 880	422, 492	
固	電利	気ガ	ス供用	給施	記設 権	635, 9	30		20	, 648			3, 656 (656)		87, 794	4	555, 128	7	62, 298	1, 317, 427	
定	建	設	仮	勘	定	1, 899, 5	69		9	, 084		59	9, 831		-		1, 848, 822		-	1, 848, 822	
資	そ		の		他	160, 2	72		1	, 602			72 (72)		17, 372	2	144, 430	5	36, 552	680, 982	
産			計			2, 946, 0	23		93	, 767			0, 809 978)		163, 605	5	2, 785, 375	1, 5	14, 730	4, 300, 106	
		Ē	H			55, 146, 1	81	18,	090	, 456			), 898 373)	1,	931, 802	2 5	56, 083, 936	66, 3	88, 959	122, 472, 896	

注1.「当期減少額」欄の()内数値は、風力・太陽光発電設備の事業移管影響額の内書きである。

#### 注2.「当期増加額」のうち主な内訳は次のとおりである。

資	産	の	種業	須	内	容	及	び	金	額
構		築		物	長者原発電所	改修工事				4,038,006 千円
機	械	及び	装	置	長者原発電所	改修工事				2,620,007 千円
建	設	仮	勘	定	松川地熱発電所	改修工事				3,472,393 千円

#### 注3.「当期減少額」のうち主な内訳は次のとおりである。

資	産	の	種	類	内	容	及	び	金	額
建	設	仮	勘	定	長者原発電所	改修工事				7,200,385 千円

### 2. 引当金の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
退職給付引当金	366, 179	40, 068	29, 410	376, 836	
役員退職慰労引当金	42, 880	18, 150	12, 610	48, 420	

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

	科	目		金額	摘	要
役	員	給	与	77, 245		
給	料	手	当	109, 983		
給米	斗手当排	長替額(貸	方)	△16, 922		
退	職	給 与	金	32, 338		
厚		生	費	41, 630		
雑			給	158, 874		
消	耗	品	費	9, 128		
修		繕	費	2,940		
賃		借	料	66, 289		
委		託	費	62, 285		
損	害	保 険	料	406		
養		成	費	11, 580		
研		究	費	27, 450		
諸			費	46, 258		
諸			税	6, 860		
減	価	償 却	費	5, 306		
事		業	税	22, 478		
附带	事業分担関	連費振替額(	貸方)	△11, 996		
		計		652, 139		

# 事 業 報 告

第 9 0 期

2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで

東北自然エネルギー株式会社

#### 事 業 報 告

2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで

#### 1. 会社の状況に関する重要な事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

世界的に気候変動問題が顕在化するなか、日本も温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすることを表明、世界的に脱炭素社会に向けた構造改革が進展しています。再生可能エネルギーの価値が向上し、再エネ発電事業が大きなビジネスチャンスとなる一方、電源開発競争は激化している状況にあります。

このような中、東北電力企業グループは、「カーボンニュートラルチャレンジ 2050」および東北電力グループ中長期ビジョン「よりそうnext」を踏まえ、2030 年代の早期に再生可能エネルギー電源200万kW達成を目指すとともに、再生可能エネルギーとスマート社会実現事業の推進により、持続可能な社会の実現に向け、C02排出削減に取り組んでいくこととしております。

当社は、引き続き再生可能エネルギー電源の新規建設、リプレース、既設設備の安定稼働を着実に進め、東北電力再生可能エネルギーカンパニーとともに、企業グループにおいて脱炭素を推進いたします。

2023年度において当社は、長者原発電所の運転開始、松川地熱発電所および石 羽根発電所におけるリプレース工事の着実な進展など、多くの大規模投資案件に おいて成果をあげることができました。

また、東北電力グループの再エネ事業推進体制の最適化に向け、2023年7月に風力・太陽光発電事業を東北電力に移管し、2024年7月に地熱発電事業を承継いたします。これにより、当社は、水力発電事業と地熱発電事業を両輪として長期的な成長と収益拡大を目指し、東北電力グループにおける再生可能エネルギー事業の一翼を担ってまいります。

2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)における当社の事業別の状況は、次のとおりであります。

#### [水力発電事業]

2023年度の出水は、8~9月の異常渇水により出水率が一時50%台まで低下しましたが、1~2月にかけ平年より気温が高かったことから、ほぼ平年並みの99.9%となりました。

また、販売電力量は、玉川第二・長者原発電所の運開に伴う発電電力量増により、前年度に比べ53,344MWh(11.9%)増の502,122MWhとなり、計画に対しては、玉川第二発電所で最大取水量が取水できない事象があったものの、13,403MWh(2.7%)増となりました。

#### [地熱発電事業]

松川地熱発電所の販売電力量は、発電設備のリプレース工事で停止する7月末までについて、前年度比では1,597MWh (12.6%) 増の14,269MWhとなったものの、一部の蒸気井が停止した影響により、計画に対しては3,064MWh (17.7%) 減となりました。

#### [地熱蒸気供給事業]

葛根田蒸気基地の販売電力量(換算値)は、順調な蒸気生産により、前年度に 比べ27,127MWh(17.7%)増の180,669MWhとなりました。上の岱蒸気基地において は、定期点検による停止等により、前年度に比べ6,259MWh(4.0%)減の148,437MWh となりました。

これらにより、地熱蒸気供給事業の2023年度の販売電力量(換算値)は、前年度に比べ20,868MWh(6.8%)増の329,106MWhとなり、計画に対しても49,756 MWh(17.8%)増となりました。

#### [風力発電事業]

新能代風力発電所は、2023年7月1日の会社分割により東北電力に移管いたしました。これにより、2023年度の販売電力量は、前年度に比べ32,358MWh (82.3%)減の6,961MWhとなりました。なお、6月末までの実積では、前年度同月に比べ314MWh (4.3%)減となり、計画に対しては、639MWh (10.1%)増となりました。

#### [太陽光発電事業]

太陽光発電所及び屋根貸し太陽光発電設備は、2023年7月1日の会社分割により 東北電力に移管いたしました。これにより、2023年度の販売電力量は、高・低圧 合計で前年度に比べ5,501MWh(62.5%)減の3,294MWhとなりました。なお、6月末 までの実積では、前年度同月に比べ287MWh(9.6%)増となり、計画に対しては、 277MWh(9.2%)増となりました。

2023年度の決算については、次のとおりであります。

収益面では、玉川第二発電所の通期運転や長者原発電所の運開による増加があったものの、風力・太陽光発電事業の移管や、リプレース工事に伴う松川地熱発電所等の停止のほか、新下平発電所等のFITから卸への切替影響などにより、売上高は、前年度に比べ1,418百万円(15.2%)減の7,918百万円となりました。

費用面では、事業移管や効率化などにより修繕費や委託費が減少したことなどから、営業費用は前年度に比べ399百万円(5.8%)減の6,490百万円となりました。

以上により、2023年度の営業利益は、前年度に比べ1,018百万円(41.6%)減の1,428百万円となりました。また、固定資産除却費などの営業外損益を加えた経常利益は、前年度に比べ882百万円(46.8%)減の1,003百万円となり、法人税等および法人税等調整額を加減算した当期純利益は、前年度に比べ684百万円(51.1%)減の656百万円となりました。

#### (2) 資金調達の状況

(借入金)

借入額 14,500百万円 返済額 5,670百万円

#### (3) 設備投資の状況

2023年度の設備投資額は、9,364百万円であります。 その主なものは、松川地熱発電所リプレース工事3,472百万円、長者原発電所 リプレース工事2,893百万円等であります。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

年 度 区 分	2020年度 (第87期)	2021年度 (第88期)	2022年度 (第89期)	2023年度 (第90期)
売上高(千円)	8, 998, 235	9, 153, 492	9, 336, 766	7, 918, 724
当期純利益(千円)	1, 147, 389	1, 799, 008	1, 341, 188	656, 339
1株当り当期純利益(円)	68. 77	107. 83	80. 39	39. 34
総資産(千円)	49, 326, 195	56, 287, 940	60, 497, 542	60, 629, 212

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年 3月31日現在)

① 親会社の状況 当社の親会社は、次のとおりであります。

会 社 名	当社株式 の所有数	当社への 出資比率	主要な事業内容
東北電力株式会社	16, 682, 740 株	100.0%	電気事業

- (注) 当社は、東北電力株式会社に発電電力および地熱蒸気を供給しております。 また、東北電力株式会社から30か所(土木設備)の水力発電所の巡視点検 と保守業務を受託しております。
- ② 子会社の状況 子会社はありません。

#### (6)対処すべき課題

当社は、東北電力グループ中長期ビジョン「よりそうnext+PLUS」の具現化を図り、グループにおける再生可能エネルギー事業をさらに推進するため、中期経営計画に掲げた「成長への挑戦」「収益力の強化」「経営基盤の強化」を三本柱とする次の9項目の重点方針を踏まえ、事業活動を展開してまいります。

また、事業環境の変化に対応し東北電力グループにおける再生可能エネルギー 事業の最適な推進体制構築を図るため、2024年7月に東北電力の地熱発電事業を当 社に承継し事業拡大を進めてまいります。

#### [2024年度 重点方針]

#### ■成長への挑戦

- ・新規建設工事・リプレースの着実な推進
- ・新たな視点による電源開発のさらなる推進
- ・地熱発電事業の移管による拡大と自立的事業運営の確立

#### ■収益力の強化

- ・的確な運用保守による設備稼働率の維持・向上
- ・たゆまぬ創意工夫によるコスト低減の推進
- ・デジタル技術等を活用した業務高度化の推進

#### ■経営基盤の強化

- ・将来の成長に向けた人材の育成と活力みなぎる職場の実現
- ・安定的な資金調達による財務体質の健全性の維持・向上
- ・企業倫理・法令遵守の徹底と安全最優先の意識高揚

水力発電事業については、改修工事を進めていた長者原発電所が2023年12月に営業運転を再開しました。

今後も既設発電所の安全・安定運転を基本として的確な運用保守を継続するとともに、2023年11月に着工し、2026年10月に運転開始予定の石羽根発電所リプレース工事を安全最優先で着実に進めてまいります。

なお、玉川第二発電所での最大取水量が取水できない事象については、東北電力および電力中央研究所の協力を得ながら検討を進めてまいります。

また、小水力発電所の新規開発については、引き続き地点調査を継続するとともに、これまでの調査で選定した有力地点の事業性評価ならびに社外対応を進めてまいります。

地熱発電事業については、2024年7月の東北電力からの事業承継に向けて、社内外の関係個所と連携し、遺漏なく承継手続きを進め、承継後の自立的事業運営に向け、体制等の整備を進めます。

松川地熱発電所リプレース工事については、2025年10月運転開始に向けて、安全 最優先で着実に推進するとともに、木地山地熱発電所新設計画については、2024年 10月着工に向けて環境影響評価等法令手続き、工事体制整備等を着実に進めてまい ります。

また、上の岱蒸気基地に設置中の小型バイナリー発電設備に係る技術や運用ノウハウを活かし、将来の大規模バイナリー発電設備概念設計等を進めてまいります。

発電事業全体として、2024年度も、大規模投資案件の進捗管理やリスクモニタリングを的確に実施するとともに、既設発電所の安全・安定運転を着実に推進してまいります。

当社は、地元に根差した企業として、誠実かつ公正で透明性のある事業運営のもと、発電所地元およびステークホルダーとの良好な関係を維持し、地域社会から信頼され続ける企業を目指すことはもちろんのこと、親会社である東北電力株式会社とも連携しながら、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図り、ブランド力向上や地域の活性化・発展に貢献してまいります。

株主におかれましては、当社の状況についてご理解いただき、より一層のご支援 とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

#### (7) 主要な事業内容(2024年 3月31日現在)

- ① 再生可能エネルギーにより発電した電気の供給事業
- ② 地熱蒸気および熱水の供給事業
- ③ 上記の事業に関する事務の受託および発電設備の運転・保守業務の受託

#### (8) 事業所および発電所など(2024年 3月31日現在)

- ① 本店、事業所、建設所
  - ○本 店(宮城県仙台市青葉区)
  - ○事業所

由利本荘(秋田県由利本荘市)、湯沢(秋田県湯沢市)、雫石(岩手県岩手郡雫石町)、北上(岩手県北上市)、会津(福島県大沼郡会津美里町)、小国(山形県西置賜郡小国町)

#### ② 発電所、地熱蒸気基地

○水力発電所

駒込(青森県青森市)、和賀川(岩手県北上市)、石羽根(岩手県北上市)、 上先達(秋田県仙北市)、鮎川(秋田県由利本荘市)、平良(秋田県雄勝郡 東成瀬村)、新小滝(秋田県にかほ市)、大越(山形県西村山郡西川町)、 玉川(山形県西置賜郡小国町)、玉川第二(山形県西置賜郡小国町)、長者 原(山形県西置賜郡小国町)、本郷(福島県大沼郡会津美里町)、真野(福 島県相馬郡飯舘村)、庭坂(福島県福島市)、日中(福島県喜多方市)、小 谷(福島県会津若松市)、新下平(新潟県東蒲原郡阿賀町)、新小荒(新潟 県東蒲原郡阿賀町)

- ○地熱発電所
  - 松川 (岩手県八幡平市)
- ○地熱蒸気基地

葛根田(岩手県岩手郡雫石町)、上の岱(秋田県湯沢市)

#### (9) 従業員の状況 (2024年 3月31日現在)

従業員数	前年度末比	平均年齢	平均勤続年数	
170(27)名	△6(+4)名	43.9 歳	7.6年	

- (注) 1. 使用人兼務役員2名は、従業員数より除いております。
  - 2. ( ) 内の数字は、東北電力株式会社からの出向者の再掲であります。

## (10) 主要な借入先および借入額(2024年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (千円)
TDGビジネスサポート株式会社	36, 340, 000
株式会社日本政策投資銀行	2, 400, 340
株式会社みずほ銀行	1, 125, 000

## 2. 株式に関する事項(2024年3月31日現在)

(1)発行する株式の総数

20,000,000 株

(2)発行済株式総数

16,682,740 株

(3) 株主数

1名

## (4) 株主

株 主 名	持株数	出資比率
東北電力株式会社	16, 682, 740 株	100.0%

### 3. 会社役員に関する事項(2024年3月31日現在)

取締役および監査役

<b>水师 区40 60 画玉区</b>			
氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況	
佐々木 隆志	取締役会長		
下鳥 順文	取締役社長		
近藤 文男	常務取締役 技術本部長	荒川水力電気株式会社 取締役	
安達 裕治	常務取締役 技術本部長代理 技術本部地熱事業部長 経営業務管理責任者		
工藤浩明	常務取締役 内部監査執行者	福島発電株式会社 取締役	
髙橋 均	取締役 技術本部水力事業部長		
嶺村 俊之	取締役 総務部長		
内海 博	非常勤取締役	東北電力株式会社常務執行役員再生 可能エネルギーカンパニー副カンパ ニー長、原子力本部副本部長	
土橋 健一	常勤監査役	荒川水力電気株式会社 監査役	
佐々木 裕司	非常勤監査役	東北電力株式会社常務執行役員再生 可能エネルギーカンパニー長、原子 力本部副本部長	

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長、常務取締役は、いずれも代表取締役であります。
  - 2. 当年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
    - ① 取締役 下鳥 順文 氏、同 内海 博 氏、監査役 佐々木 裕司 氏は、2023年4月1日開催の臨時株主総会において選任されたものであります。
    - ② 代表取締役下鳥 順文 氏は、2023年4月1日開催の取締役会において 選定されたものであります。
    - ③ 取締役 佐々木 隆志 氏、同 近藤 文男 氏、同 安達 裕治 氏、同 工藤 浩明 氏、同 髙橋 均 氏、および同 嶺村 俊之 氏は、2023年6月21日開催の第89回定時株主総会において選任されたものであります。
    - ④ 代表取締役 佐々木 隆志 氏、同 近藤 文男 氏、同 安達 裕治 氏、同 工藤 浩明 氏は、2023年6月21日開催の取締役会において選定されたものであります。
    - ⑤ 取締役 土屋 信敏 氏は、2023年6月21日開催の第89回定時株主総会 において任期満了により退任いたしました。

3. 当社と東北電力株式会社との間には、電気供給の取引および地熱蒸気 供給の取引等があります。また、当社と荒川水力電気株式会社との間に は、本社業務委託の取引等があります。

#### 4. 会計監査人に関する事項

名称: EY新日本有限責任監査法人

#### 5. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

#### (1)決議の内容

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制に関する基本 方針」を次のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会の一員として、法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し、社会的責任を果たす。

取締役会を、3か月に1回以上開催する。取締役会では、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役から業務執行状況の報告を受ける。また、取締役の職務の執行につき相互に監督する。

取締役は、東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針を率先垂範するとともに、その精神の徹底に努める。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの担当役員、責任者および推進担当者を定め、事業活動におけるコンプライアンスを推進する。さらに、不正行為等の早期発見と是正を図るためコンプライアンス相談窓口を開設し、相談者保護を図りながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

なお、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程 等に基づき、毅然として対応する。

内部監査担当箇所を設置して、当社業務の有効性・効率性およびコンプライアンスを確保するため内部監査を実施し、その結果を社長に報告するととも に取締役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る文書、電磁的情報その他の情報について、社内規 程に基づき、適切に管理・保存し、必要に応じて取締役が閲覧できるものとす る。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じて、関連す る社内規程に基づき、各部門または社内会議体等を活用する等、適切に対応する

また、自然災害等に係るリスクについては、社内基準を定めるとともに、災害を想定した訓練を行う等、リスク発生に備える。リスクが現実化し、重大な損害の発生が予想される場合は、速やかに社長を本部長とする対策本部を設置し、設備復旧など災害対策活動を指揮する。

リスク管理の状況については、必要に応じて、取締役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 代表取締役その他の業務執行取締役は、取締役会決議に基づき、当社の業務 執行を行う。その際、経営環境の変化に迅速に対応するため、部長会議をはじ めとする社内会議体を活用する等、効率的な業務執行を行う。

代表取締役その他の業務執行取締役は、その職務の執行を効率的に行うため、次の措置を講じる。

- (i)経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに、経営に関する重要な計画のほか、各種計画を策定し、業務執行における重点施策、目標を明確化するとともに、実施結果の評価を行う。
- (ii)業務執行は、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを 経て行う。
- (iii) 取締役会等諸会議における報告、使用人との意見交換、お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により、経営に関わる情報を収集し、職務の執行に反映する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体 制

使用人は、代表取締役その他の業務執行取締役の指揮命令のもと、東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針等の規範を遵守し、組織および職務権限に関する規程に基づき、職務の執行を行う。使用人の職務の執行は、業務執行の決定手続きや報告等を通じて、取締役の監督を受ける。

取締役は、東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ 行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動におけるコンプライアン スを推進する。

また、不正行為等の早期発見と是正を図るためコンプライアンス相談窓口を 開設し、相談者保護を図りながら案件の調査を行い、取締役に報告等を行う。

⑥ 当社および親会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社に関する重要計画の理解や企業グループ全体の経営会議への出席、効率化施策の共同実施等を踏まえ、企業グループの健全経営に積極的に尽力する。

当社は、業務が適正かつ効率的に行われるよう、重要事項について事前協議および報告を親会社に適切に行ない、指導・助言を得る。その結果については取締役に報告する。

当社は、東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針に則り法令と法の精神の遵守を徹底し、コンプライアンスの状況について適宜親会社に報告する。

当社は、親会社の内部監査を受入れコンプライアンスに関する課題、問題の把握に努める。

当社は、親会社との取引についても、必要な手続きを経て、内容の妥当性を判断の上、適正に実施する。具体的には重要な取引や異例な取引については取締役会に付議し、承認を得る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする使用人を置く。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人 に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する業務に従事する場合は、監査役の指揮、命令下に置くなどし、使用人の取締役からの独立性を確保する。監査役を補助する業務に従事する使用人の人事に関しては、事前に監査役の意見を聞く。

⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

取締役および使用人は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査役に報告する。

取締役および使用人は、監査役が監査のために報告を求めた場合は、これに応じる。また、コンプライアンス相談窓口に対する取締役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには、当該請求に係る費用が職務の執行に必要がないと判断される場合を除き、これに応ずる。
- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、取締役会のほか、部長会議等重要な諸会議に出席するとともに、 当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。代表取締役と監査役と は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、適宜会合を持つ。 監査役の監査成果を高めるため、内部監査担当箇所は、内部監査の結果を監査 役に情報提供する。

#### (2) 体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、2023年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会を2023年度は計10回開催し、経営に関する重要な計画をは じめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役から3か月に1 回以上、業務執行状況の報告を受けております。

当社は、不正行為等の早期発見と是正を図るため企業倫理相談窓口を社内外に開設し、使用人に周知しておりますが、2023年度に相談・通報などはありませんでした。

内部監査については、2023年度活動計画に基づき、本店2事業部(水力、地熱)と2事業所(小国、北上)の4か所について、法令・定款等の遵守状況、請負付託等の検収手続き、保安規程の遵守、安全管理、環境活動、情報管理等をテーマとして一般監査を実施しました。なお、当該内部監査活動結果につきましては、第10回取締役会に報告しております。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用 状況

当社は、2023年度は計38回の経営会議を開催し、取締役会決議に基づく業務執行に関して、様々な観点から協議しております。

また、東北電力グループ中長期ビジョン「よりそうnext」や「東北電力グループ中期計画」を踏まえ中期経営計画を、また本店各(事業)部、事業所ごとに業務実施計画を策定し、的確にPDCAサイクルを展開しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

当社は、業務執行に係るリスクについて、その内容に応じて、関連する社内規程に基づき、各部門または社内会議体等を活用する等、適切に対応しております。

また、大規模投資案件および既設発電設備の事業リスクについては、水力事業部、地熱事業部の各事業部において、WGによる検討が行われ、経営会議へ報告・審議されております。

④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用 状況

当社の監査役は、取締役会のほか、経営会議、部長会議など重要な諸会議 に出席しているほか、当社が保存・管理する各種資料などの閲覧を通じて重要 な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しております。

2024年1月、代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるための会合を持ちました。

#### 6. 親会社等との間の取引に関する事項

### (1) 取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である東北電力株式会社との間で、主に電気供給の取引、地熱蒸気供給の取引等を行っております。これらの取引に当たっては、原価をベースに交渉のうえ価格を決定しており、当社の利益を害することがないように留意しております。

#### (2) 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、取引の類型ごとに取引条件を把握したうえで、包括的または個別の取引ごとに、取引条件の適正性・公正性を判断しており、これらの取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

以上

# 事業報告の附属明細書

第 9 0 期

2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで

東北自然エネルギー株式会社

## 事業報告の附属明細書

2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項なし。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

東北自然エネルギー株式会社 取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

仙 台 事 務 所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東北自然エネルギー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの 整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、 当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を 整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、 計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は 継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の 表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査役監査規程に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、それぞれの立場において、取締役、内部監査担当個所その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定文書等を閲覧し、 本店及び各事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告書に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告書に記載されている会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明 細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の 執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告書に記載されている親会社等の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

東北自然エネルギー株式会社

常勤監查役土橋健一

監查役佐久木裕司票